# **第４　契約書の書類様式例**

**注意：**

**契約書には、定められた様式がありません。**

**この冊子につづられている様式は一例ですので、事業者等が通常使用している様式で必要な内容が記載されていれば、それを使用してください。**

**〇　一般運送契約（ハイヤー）**

**〇　自動車借入れ契約（レンタル）**

**〇　燃料供給の契約**

**〇　運転手雇用の契約**

**〇　選挙運動用ビラの作成**

**〇　選挙運動用ポスターの作成**

※　書類の訂正は、捨印または二重線で訂正印により行ってください。

　（修正液、修正テープ等による訂正はできません。）

　　**ただし、金額欄については、いかなる方法でも訂正できません。**

**その場合は、新たな契約書を使用してください。**

**【選挙運動用自動車の一般運送契約】**

**契約書の記載について**

　公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

　契約書については、候補者の申込意思が書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

・　有償契約であること。

・　契約期間の記載があること。

・　契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。

・　車種、登録番号等が記載されていること。

・　契約年月日の記載があること。

・　候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であること。

**※　契約書は、事業者が通常使用している様式で、上記の必要内容が記載されているものがあれば、それを使用してください。**

**選挙運動用自動車運送契約書**

甲

捨印

乙

捨印

収入印紙

200円

　　　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台数　　１台

４　借入れ期間　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで　　日間

５　契約金額　　　　　　　円（税込）（内訳　１日　　　　　円×　　日間）

６　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

７　本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

　　　　年　　月　　日

　　甲　　　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　乙

　　　　住　所

　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　代表者

**選挙運動用自動車賃貸借契約書**

甲

捨印

乙

捨印

　　　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台数　　１台

４　借入れ期間　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで　　日間

５　契約金額　　　　　　　円（税込）（内訳　１日　　　　　円×　　日間）

６　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

７　本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

　　　　年　　月　　日

　　甲　　　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　乙

　　　　住　所

　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　代表者

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

甲

捨印

乙

捨印

　　　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

２　供給場所　　所在地

　　　　　　　　　　　　　名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金額

単価１リットル当たり　　　　円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

６　本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

　　　　年　　月　　日

　　甲　　　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　乙

　　　　住　所

　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　代表者

**選挙運動用自動車運転契約書**

甲

捨印

乙

捨印

収入印紙

200円

　　　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで　　日間

　　　　　　　　　原則として　　　　時　　　分から　　　　時　　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　　円）

３　運転する自動車の車種及び登録番号

４　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

５　本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

　　　　年　　月　　日

　　甲　　　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　乙

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

**選挙運動用ビラ作成契約書**

甲

捨印

乙

捨印

収入印紙

200円

　　　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品名、規格　公職選挙法第142条に定めるビラ

２　数量　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　円（単価　　　　　円　　　　銭）

４　納入期限　　　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

６　本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

　　　　年　　月　　日

　　甲　　　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　乙

　　　　住　所

　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　代表者

**選挙運動用ポスター作成契約書**

甲

捨印

乙

捨印

収入印紙

200円

　　　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品名、規格　公職選挙法第143条第１項第５号に定めるポスター

２　数量　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　円（単価　　　　　　　円）

４　納入期限　　　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

６　本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

　　　　年　　月　　日

　　甲　　　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　乙

　　　　住　所

　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　代表者